

宮津市公報

令和4年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

1 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	1
2 宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
4 宮津市消防団条例の一部を改正する条例	2
5 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	2
6 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3
7 宮津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	5
8 宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例の一部を改正する条例	6
9 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6
10 宮津市林業振興センター条例を廃止する条例	7
11 宮津市市税条例の一部を改正する条例	7
12 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	7
13 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	8

規 則

1 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	8
2 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
3 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	9
4 宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	13
5 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	14
6 宮津市消防団規則の一部を改正する規則	14
7 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	15
8 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	15
9 宮津市児童館管理運営規則を廃止する規則	16
10 宮津市工事用機械器具貸付規則を廃止する規則	16
11 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関する共済掛金徴収規則	16

告 示

4 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（里波見自治会）	17
5 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（大島自治会）	17
6 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（長江自治会）	17
7 令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱	18
8 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（岩ヶ鼻自治会）	20
9 認可を受けた地縁団体の告示事項の変更（梅ヶ谷自治会）	20
10 宮津市都市計画事業の事業計画の変更	20
11 宮津市森林整備計画の一部変更	21
12 宮津市の公の施設に係る指定管理者の指定	21
13 市道路線の区域変更	22
14 市道路線の供用開始	22
15 第1号通所事業（通所型サービスA）指定事業者の指定	22
16 宮津市民体育館利用料金の承認	23

17	宮津運動公園の利用料金の承認	24
18	宮津市移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	25
19	宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	28
20	宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	29
21	宮津市環境美化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	29
22	宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	30
23	宮津市保険年金に係る個人住民税特別給付金支給要綱を廃止する要綱	30
24	宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱	30
25	宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱	31
26	宮津市成年後見支援センター事業実施要綱	31
27	宮津市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱	32
28	宮津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱	33
29	天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	35
30	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	35
31	宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	35
32	大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	35
33	宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	36
34	宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	37
35	宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	37
36	宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	37
37	宮津市宮天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	38
38	ふるさと宮津応援寄附金の納付事務に係る指定納付受託者の指定	38
39	ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託	38
40	宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	38
41	市府民税等の収納の事務委託	39
42	会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任の変更	39
43	令和4年度の固定資産価格等の固定資産課税台帳登録	40
44	令和4年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	40
45	宮津市公の施設に係る指定管理者の代表者の変更(宮津市海洋つり場)	41
46	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	41
47	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(麻しん、風しん)	42
48	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(日本脳炎)	44
49	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ヒブ感染症)	45
50	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(小児の肺炎球菌感染症)	46
51	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ヒトパピローマウイルス感染症)	47
52	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(水痘)	48
53	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(B型肝炎)	49
54	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ロタウイルス感染症)	50
55	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(高齢者の肺炎球菌感染症)	51
56	予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(結核)	53
57	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(島陰自治会)	53
58	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(つつじが丘自治会)	53
59	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(溝尻自治会)	54
60	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(中村自治会)	54
61	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(新宮自治会)	54
62	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(由良宮本自治会)	55
63	認可を受けた地縁団体の告示事項の変更(田井自治会)	55

—— 訓 令 ——

- 1 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程 55
 2 宮津市文書管理規程の一部を改正する規程 56
 3 宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部を改正する規程 58

—— 公 告 ——

- 6 宮津市営土地改良事業の工事の完了 58
 7 宮津市任期付職員採用試験実施要項 59
 8 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募 61
 9 農用地利用集積計画の縦覧 61
 10 宮津市任期付職員採用試験の合格者 62

—— 水 道 企 業 ——

《上下水道告示》

- 7 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 62
 8 宮津市指定給水装置工事業者の指定 62
 9 水道使用料金等収納の事務委託 62
 10 水道使用料金等徴収の事務委託 63

《上下水道公告》

- 2 宮津都市計画下水道変更認可に係る図書の縦覧 63
 3 宮津都市計画事業の認可に係る事業の施行 63
 4 公共下水道受益者負担金を賦課する区域 64

—— 議 会 ——

《規 程》

- 1 宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程 64

—— 教 育 委 員 会 ——

《規 則》

- 1 宮津市就学援助規則の一部を改正する規則 64
 2 宮津市中央公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則 65

《告 示》

- 4 宮津市教育委員会臨時会の招集 65
 5 宮津市教育委員会定例会の招集 65
 6 宮津市教育バス使用規程を廃止する規程 66
 7 みやづ歴史の館の利用料金の承認 66
 8 宮津市公の施設の指定管理者の指定 69
 9 宮津市中央公民館の利用料金の承認 70

《訓 令》

- 1 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程 71
 2 宮津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程 71

—— 選 挙 管 理 委 員 会 ——

《告 示》

- 6 京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲載順序を定めるくじを行う
日時及び場所…………… 71
- 7 有権者総数の50分の1の数…………… 72
- 8 有権者総数の3分の1の数…………… 72
- 9 有権者総数の6分の1の数…………… 72
- 10 京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所…………… 72
- 11 京都府知事選挙における各投票区の投票所…………… 72
- 12 京都府知事選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げ…………… 73
- 13 京都府知事選挙における開票の場所及び日時…………… 74
- 14 京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任…………… 74
- 15 京都府知事選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所…………… 74
- 16 京都府知事選挙における期日前投票所…………… 74
- 17 京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任…………… 75

—— 監 査 委 員 ——

《監査公表》

- 93 定期監査結果に基づき講じた措置事項の公表…………… 76

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

- 3 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 79

条 例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第1号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

(宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和49年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

----- * * * -----

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第2号

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第7条中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、第1号及び第2号を削る。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第11条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第12条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

----- * * * -----

宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第3号

宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。
第30条第1項第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

----- * * * -----

宮津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第4号

宮津市消防団条例の一部を改正する条例

宮津市消防団条例（昭和29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「430人」を「360人」に改め、同条第2項第1号中「370人」を「310人」に改め、同項第2号中「60人」を「50人」に改める。

第16条の見出し中「等」を削り、同条中「67,000円」を「69,000円」に、「31,000円」を「45,500円」に、「27,000円」を「37,000円」に、「20,500円」を「37,000円」に、「18,500円」を「36,500円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防団員が水火災その他の災害の職務に従事したときは、1回につき4,000円の出動報酬を支給する。ただし、従事した時間が4時間を超えるときは、4時間を超える部分につき1時間までごとに1,000円を加算する。

第17条第1項中「水火災その他の災害、警戒、」を削り、「次により」を「1回につき1,000円の」に改め、同項第1号から第3号までを削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

----- * * * -----

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第5号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第6号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の4.9」を「100分の5.5」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「100分の25.6」を「100分の28.7」に改める。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「21,100円」を「23,600円」に改める。

第5条の2見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に、「14,800円」を「16,000円」に改め、同条第2号中「7,400円」を「8,000円」に改め、同条第3号中「11,100円」を「12,000円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.3」を「100分の2.2」に改める。

第7条中「100分の11.4」を「100分の11.3」に改める。

第7条の2中「9,400円」を「9,300円」に改める。

第7条の3第1号中「6,600円」を「6,300円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,150円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「4,725円」に改める。

第8条中「100分の2」を「100分の2.3」に改める。

第9条中「100分の15.8」を「100分の16」に改める。

第9条の2中「11,300円」を「12,000円」に改める。

第9条の3中「5,700円」を「6,100円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「14,770円」を「16,520円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「10,360円」を「11,200円」に改め、同号イ(イ)中「5,180円」を「5,600円」に改め、同号イ(ウ)中「7,770円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「6,580円」を「6,510円」に改め、同号エ(ア)中「4,620円」を「4,410円」に改め、同号エ(イ)中「2,310円」を「2,205円」に改め、同号エ(ウ)中「3,470円」を「3,308円」に改め、同号オ中「7,910円」を「8,400円」に改め、同号カ中「3,990円」を「4,270円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「10,550円」を「11,800円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「7,400円」を「8,000円」に改め、同号イ(イ)中「3,700円」を「4,000円」に改め、同号イ(ウ)中「5,550円」を「6,000円」に改め、同号ウ中「4,700円」を「4,650円」に改め、同号エ(ア)中「3,300円」を「3,150円」に改め、同号エ(イ)中「1,650円」を「1,575円」に改め、同号エ(ウ)中「2,480円」を「2,363円」に改め、同号オ中「5,650円」を「6,000円」に改め、同号カ中「2,850円」を「3,050円」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「4,220円」を「4,720円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「2,960円」を「3,200円」に改め、同号イ(イ)中「1,480円」を「1,600円」に改め、同号イ(ウ)中「2,220円」を「2,400円」に改め、同号ウ中「1,880円」を「1,860円」に改め、同号エ(ア)中「1,320円」を「1,260円」に改め、同号エ(イ)中「660円」を「630円」に改め、同号

エ(ウ)中「990円」を「945円」に改め、同号オ中「2,260円」を「2,400円」に改め、同号カ中「1,140円」を「1,220円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 20,060円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 17,700円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,800円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 7,905円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 6,975円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,580円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,650円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第10項から第13項までを次のように改める。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8

条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附則第14項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

----- * * * -----

宮津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第7号

宮津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

宮津市老人デイサービスセンター条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表宮津市デイサービスセンターせんごくの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

----- * * * -----

宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第8号

宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮津市都市公園の設置等の基準に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第6項とし、同条第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する範囲とする。

第3条中第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第4項に規定する範囲とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

----- * * * -----

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第9号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第4条の2 給与条例第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第14条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額に相当する報酬）

第14条の2 パートタイム会計年度任用職員には、給与条例第8条に規定する給料の調整額に相当する報酬を支給する。この場合において、当該報酬の支給については、同条の規定を準用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正

後の条例」という。)の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

————— * * * —————

宮津市林業振興センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第10号

宮津市林業振興センター条例を廃止する条例

宮津市林業振興センター条例(平成17年条例第40号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(重要な公の施設に関する条例の一部改正)
- 2 重要な公の施設に関する条例(平成2年条例第3号)の一部を次のように改正する。
第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

————— * * * —————

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第11号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第51条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第8条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第12号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第23条中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

----- * * * -----

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第13号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第1号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条市民環境課人権啓発係の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「及び杉末児童館」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 男女共同参画及び女性活躍の推進に関すること。

第10条健康・介護課介護予防係の項に次の1号を加える。

(3) 成年後見支援センターに関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

----- * * * -----

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第2号

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)定型的・補助的業務の部2級の項中「、放課後児童クラブ指導員、児童館厚生員」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

----- * * * -----

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第3号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第2号）の一部を次のように改正する。
第11条第3項中「同表第11号」を「同表第9号」に改める。
第14条第2項中「別表第3第11号」を「別表第3第9号」に改める。
別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

休暇を受ける場合	期間
(1) 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認められる期間
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	上に同じ
(3) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないものと認められるとき。	必要と認められる期間
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲	1の年において5日の範囲内の期間

<p>げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
(5) 職員の結婚	7日の範囲内の期間
(6) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
(7) 職員の妊娠	妊婦である職員について、医師が障害のため休務を必要と認めた期間。ただし、15日を超えない期間
(8) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合	1日を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、その回数は、別表第4に定めるとおりとする。
(9) 職員の出産	出産予定日8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から産後8週間を経過するまでの期間
(10) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項

	<p>第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>(11) 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>3日の範囲内の期間</p>
<p>(12) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>
<p>(13) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は特別支援学校(高等部専攻科を除く。)に在籍する子(いずれも配偶者の子を含む。)を養育する職員が、次に掲げる行為を行う場合 ア 当該子の看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 当該子が受ける予防接種、健康診断又は健康</p>	<p>1の年において7日(当該子を2人養育する職員にあつては10日、当該子を3人以上養育する職員にあつては10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数)の範囲内の期間</p>

診査への付添い ウ 当該子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席	
(14) 条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(2人以上の要介護者の世話をを行う職員にあっては、10日)の範囲内の期間
(15) 忌引	別表第5に定める期間内において必要と認められる期間
(16) 職員が夏期における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実	1の年の7月から9月の期間内における週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(17) 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
(18) 地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認められる期間
(19) 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)	上に同じ
(20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による交通の制限又は遮断	その都度必要と認められる時間
(21) 女子職員の生理	3日を超えない範囲で女子職員が請求した期間
(22) 前各号のほか任命権者が特に必要と認める場合	その都度必要と認められる期間

備考

- 1 表中の期間には、第5号及び第16号の規定を除き、週休日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び条例第9条に規定する年末年始の休日を含むものとする。
- 2 表中第6号及び第11号から第14号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第4号

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「別表第5」を「別表第3中第4号、第7号及び第8号並びに別表第5」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第14条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に」を「任命権者を同じくする職に」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

事由	期間
(1) 忌引	別表第6に掲げる期間内において必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員の結婚	7日の範囲内の期間
(3) 夏期における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実	一の年の7月から9月までの間の別表第7に掲げる期間内において、その都度必要と認められる期間
(4) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が別に定める時間）の範囲内の期間
(5) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(6) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
(7) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	市長が別に定める期間内における3日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が別に定める時間）の範囲内の期間
(8) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が別に定める時間）の

産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	範囲内の期間
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

別表第4を次のように改める。

別表第4 削除

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第5号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和38年規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第6号

宮津市消防団規則の一部を改正する規則

宮津市消防団規則（昭和29年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを削り、第10号を第6号とし、第11号を第7号とし、第12号を第8号とする。

第13条中「別表第2の定めるところによる。」を「消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）を準用する。」に改め、同条ただし書を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

宮津市消防団編成及び担当区域表実情

区分	担当区域
団本部	宮津市全域
宮津分団	宮津地区及び上官津地区
由良分団	由良地区
栗田分団	栗田地区
吉津分団	吉津地区
府中分団	府中地区
日置分団	日置地区及び世屋地区
養老分団	養老地区及び日ヶ谷地区

別表第2を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第7号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。

- (3) 少年法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合
別表第4を次のように改める。

別表第4（第5条関係）

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が171,650円を超えるときは、171,650円）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が75,290円以下であるときに限る。）	月額75,290円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が85,780円を超えるときは、85,780円）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下であるときに限る。）	月額37,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第8号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市児童館管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第9号

宮津市児童館管理運営規則を廃止する規則

宮津市児童館管理運営規則（昭和58年規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市工事用機械器具貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第10号

宮津市工事用機械器具貸付規則を廃止する規則

宮津市工事用機械器具貸付規則（昭和39年規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

————— * * * —————

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関する共済掛金徴収規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第11号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関する共済掛金徴収規則

（趣旨）

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項（法附則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害共済給付に係る共済掛金の額のうち、宮津市立小学校条例（昭和39年条例第17号）第1条に規定する小学校、宮津市立中学校設置条例（昭和39年条例第18号）第1条に規定する中学校、宮津市立幼稚園設置条例（昭和49年条例第28号）第1条に規定する幼稚園及び宮津市保育所条例（昭和33年条例第3号）第2条に規定する保育所に在籍又は在園する児童、生徒、幼児及び乳幼児（以下「児童生徒等」という。）の保護者（法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。）が負担する共済掛金の負担額（以下「保護者負担額」という。）の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

（保護者負担額）

第2条 市長が児童生徒等の保護者から徴収する保護者負担額は、別表に定める額とする。

ただし、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（保護者負担額の減免）

第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、保護者負担額を減免することができる。

（保護者負担額の免除）

第4条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者負担金を徴収しないものとする。

- (1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 準要保護者 宮津市就学援助規則（平成25年教委規則第3号）第2条第2号の規定により就学援助費の支給対象者として認定を受けた者
（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	年額（児童生徒等1人当たりの年額）
小学校及び中学校	災害共済給付に係る共済掛金の100分の50
幼稚園及び保育所	災害共済給付に係る共済掛金の100分の75

告 示

宮津市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 岩 井 恵 一
- 3 変更年月日 令和4年2月13日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和4年3月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年4月4日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 大島自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 山 崎 真一郎
- 3 変更年月日 令和4年2月27日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和4年3月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 泉 慎 也
- 3 変更年月日 令和4年3月2日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年3月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第7号

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱を次のように定める。

令和4年3月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和4年2月7日付け府政経運第23号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱（令和3年告示第139号）による一括給付金（以下「一括給付金」という。）の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者とする。ただし、一括給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第3条の対象児童のために支給対象者が当該給付に相当する額の金銭等を消費していた場合を除く。

- (1) 令和3年9月分の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。）の受給者（法第17条第1項に規定する公務員であって、同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けている者（以下「公務員」という。）を含む。）でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者になった者
 - (2) 令和3年9月30日において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（配偶者を有している者を除く。以下「高校生等」という。）を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している者。ただし、前号に該当する者を除き、かつ、法第5条を準用した場合における児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「令」という。）第3条に規定する所得の額が令第1条に規定する額未満の者に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者

とする。

(1) 支給対象者が死亡した場合（この規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。） 当該者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は当該者が死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者（当該者が給付金又は一括給付金を受給していない場合に限る。）

(2) 給付金の支給が決定されるまでの間に一括給付金の受給者等からの暴力を理由に避難し、一括給付金の受給者と生計を別にしていない当該受給者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が本市に避難し、かつ、本市に対して当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、本市による当該認定の請求に関する通知が当該受給者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合 当該受給者の配偶者（当該者が給付金又は一括給付金を受給していない場合に限る。）

（対象児童）

第3条 給付金の対象児童（支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者とする。

(1) 支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童

(2) 令和4年2月28日時点において支給対象者に養育されている高校生等

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、対象児童1人につき10万円とする。ただし、支給対象者からの申請に基づき、一括給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合は、その額を控除する。

（支給の実施）

第5条 給付金は、支給対象者が申請日において本市を住所地としていた場合（配偶者からの暴力を理由とした避難事例等の場合はこの限りでない。）に支給する。

（支給申請）

第6条 支給対象者で、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年3月31日までに、子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 支給対象者から第6条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が申請者に対し、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（一括給付金の不支給）

第9条 市長は、給付金を支給した場合は、同一の対象児童に係る一括給付金は支給しない。

（不当利得の返還）

第10条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省略>
氏 名 岡 田 勝 一
- 3 変更年月日 令和4年2月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年3月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年3月17日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 梅ヶ谷自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省略>
氏 名 細 井 康
- 3 変更年月日 令和4年3月3日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年3月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市公告第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 施行者の名称
宮津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮津都市計画下水道事業
京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年2月26日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和60年京都府告示第104号、平成2年京都府告示第292号、平成4年京都府告示第768号、平成6年京都府告示第665号、平成9年京都府告示第554号、平成16年京都府告示第118号、平成18年京都府告示第28号、平成21年京都府告示第175号及び平成28年宮津市告示第12号の事業地のうち京都府宮津市字滝馬小字中ノ坪、字宮村小字下、字喜多小字城山及び小字横町、字今福小字向側、字須津小字井根口及び小字館、字江尻小字北垣、字難波野小字阿弥陀堂、字大垣、字大垣小字大川、字中野小字廻り垣及び小字眞名井並びに字国分小字鬼石を変更し、同事業地に字須津小字寄穴、字江尻小字トイシバ、字大垣小字戸石場及び小字眞名井前、字中野小字ツカワラ上及び小字ツカワラ下切並びに字国分小字河原を追加する。

* * *

宮津市告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、宮津市森林整備計画の一部を変更した。

なお、一部を変更した計画は、令和4年4月1日にその効力を生じるものとし、宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）において縦覧に供する。

令和4年3月30日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第12号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

1 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮崎茂樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮崎茂樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 宮津市地域ささえあいセンター（宮津市字鶴賀2109番地の2）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会

代表者 会長 小田和夫

所在地 宮津市字鶴賀2109番地の2

- (2) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU（宮津市字鶴賀2164番地の2）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
 名称 株式会社FoundingBase
 代表者 代表取締役 佐々木 喬志
 所在地 東京都豊島区巢鴨一丁目9番1号RYOZANPARK
- (2) 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- * * * —————

宮津市告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで縦覧に供する。
 令和4年3月31日

宮津市長 城崎 雅文

路線名	道路の区域			
	区 間	変更の 前後別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
第2里波見	(起点) 宮津市字里波見 小字川向 593 番地先	前	5.08~10.85	117.0
	(終点) 宮津市字里波見 小字川向 630 番地先	後	5.2~10.9	117.0

————— * * * —————

宮津市告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで縦覧に供する。
 令和4年3月31日

宮津市長 城崎 雅文

路線名	供用の開始区間	供用開始の期日
第2里波見	宮津市字里波見小字川向 593 番地先から 宮津市字里波見小字川向 630 番地先まで	令和4年3月31日

————— * * * —————

宮津市告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者を次のとおり指定した。
 令和4年3月31日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 介護保険事業所番号 2672100019
- 2 事業所の名称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会
- 3 事業所の所在地 京都府宮津市字鶴賀2019番地の2
- 4 指定申請者 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会
 会長 小田 和夫

- 5 主たる事務所の所在地 京都府宮津市字鶴賀2109番地の2
- 6 指 定 年 月 日 令和4年4月1日
- 7 サービス事業の種類 第1号通所事業（通所型サービスA）

* * *

宮津市告示16号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（令和3年規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用区分		使用時間	利用料金			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
競技場	全面使用		3,760円	7,520円	9,420円	18,840円
	部分使用	競技場の2分の1を 使用する場合	1,880円	3,760円	4,710円	9,420円
		競技場の4分の1を 使用する場合	940円	1,880円	2,400円	4,710円
	剣道場		940円	1,880円	2,300円	4,710円
	柔道場		940円	1,880円	2,300円	4,710円
	多目的練習場		1,460円	2,400円	2,610円	5,860円
	トレーニング室(1人につき)		310円	310円	310円	—
	会議室		620円	830円	1,040円	2,300円
	健康体力相談室		410円	620円	830円	1,670円

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の3倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 4 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区 分	利用料金	備 考	
トレーニング室	半年会員	7,850円	申込日から半年
	回数券(11回)	3,140円	

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金
剣道場	冷房料	1時間につき 410円
	暖房料	1時間につき 410円
柔道場	冷房料	1時間につき 410円
	暖房料	1時間につき 410円

会議室	冷房料	1時間につき 310円
	暖房料	1時間につき 310円

備考 柔道場及び剣道場の冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき410円の冷房料金又は暖房料金をそれぞれ利用料金に加算する。

会議室の冷暖房装置を使用する場合には、1時間につき310円の冷房料金又は暖房料金をそれぞれ利用料金に加算する。

(3) 付属設備利用料金

区分	単位	利用料金	備考
移動ステージ	一式 一日につき	20,950円	
バレーボール競技用具	1組 1日につき	200円	
バドミントン競技用具	1組 1日につき	200円	
テニス競技用具	1組 1日につき	200円	
バスケット競技用具	1組 1日につき	1,040円	
ハンドボール競技用具	1組 1日につき	200円	
卓球競技用具	1組 1日につき	200円	
放送設備	一式 1日につき	1,570円	ワイヤレスマイクロホンを含む。
展示用パネル	1枚 1日につき	100円	
コインロッカー	1回	50円	
電 光 器 具	システムカウンター	1台 1日につき	操作盤
	ショットクロック	1台 1日につき	
	スポーツタイマー	1台 1日につき	
温水シャワー	1回	100円	
ジェットヒーター	1台 1時間につき	550円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカー、温水シャワー及びジェットヒーターを除く。)

2 適用年月日

令和4年4月1日

* * *

宮津市告示第17号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）第7条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

運動公園利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額
施設	宮津市民球場	1面	1時間	1,880円
	宮津市民グラウンド	全面	1時間	620円
		1/2面	1時間	410円
	宮津市民テニスコート	第1	1面	1時間
第2		1面	1時間	210円

1 定期利用団体に登録した団体（1か月間の使用回数が概ね3回以上の団体等であらかじめ指定管理者が登録した団体等をいう。以下同じ。）が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする（第2テニスコート除く。）。

（注）営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍の額とする。
付属設備利用料金

区分		使用の単位		利用料金の額	
付属設備	宮津市民球場付属電気施設	一式	1時間	410円	
	夜間照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1時間	4,180円
			南面	1時間	2,300円
			北面	1時間	1,880円
		宮津市民テニスコート	1面	1時間	520円
	放送設備	一式	1時間	210円	
	天幕	1張	1日	520円	
	長机	1脚	1日	50円	
	椅子	1脚	1日	30円	
	シャワー		1回	100円	
コインロッカー		1回	100円		

1 定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする（シャワー、コインロッカー除く。）。

2 適用年月日
令和4年4月1日

* * *

宮津市告示第18号

宮津市移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市移住促進事業補助金交付要綱（平成29年告示第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）」を「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）」に、「第5条」を「第6条」に改め、同条第2号中「第2条第5号」を「第7条第4項」に改める。

第2条第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 地域団体 京都府移住促進及び移住者等活躍推進事業費補助金交付要綱（令和4年京都府告示第142号。以下「府要綱」という。）第2条第1号に規定する地域団体をいう。

(4) お試し住宅 府要綱第2条第2号に規定するお試し住宅をいう。

(5) 空家等 本市に所在する専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋であって、居住その他の使用がなされていない一戸建ての住宅をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

第2条第7号アを次のように改める。

ア 購入等の日が、移住の日から起算して1年前の日から移住の日から起算して1年を経過した日までの間（市長が認める就農・就業等支援制度の利用者にとっては、当該制度利用中の期間、

「地域おこし協力隊員」にあつては、その任にある期間は、経過した日数に含めない。)である者

第2条第7号イ中「者」の次に「であつて、当該移住者及び当該登録空家に関し、移住の促進を目的とした空家改修等に係る国又は地方公共団体からの補助金の交付を受けたことがない者」を加え、同号オ中「市町村税」を「府税及び市税」に、「第226号)」の次に「第4条及び」を加える。

第5条第1項中「第3条に規定する補助対象事業」を「別表第1に規定する事業のうち地域受入体制整備促進事業」に、「その承認」を「承認」に改める。

附則2中「令和4年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	内容	補助対象者	補助金の額
地域受入体制整備促進事業	<p>農山漁村移住促進特別区域（府条例第6条第1項に定める移住促進特別区域であつて、当該区域を構成する地域のうちに、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口集中地区（以下「人口集中地区」という。）を含まないものをいう。）又は当該事業を行うことにより移住促進特別区域の指定を受けようとする地域（当該地域を構成地域の全部又は一部として移住促進特別区域指定の申出を行う地域のうちに人口集中地区が含まれない場合に限る。）において、移住者の受入を促進するために行う次に掲げる事業。なお、当該事業の実施期間は、事業計画の承認を受けた年度からその翌年度までとする。</p> <p>(1) 移住促進ビジョン（地域の将来人口の予測、望ましい人口構成及び移住者数、求める移住者像並びに空家及び農地の活用による移住の促進及び地域の活性化に関する取組等をまとめたものをいう。）の作成。ただし、</p>	地域団体	補助対象事業に要する経費の総額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1地域当たり50万円を限度とする。

	<p>地域内の話し合い等によるものに限る。</p> <p>(2) 地域内の空家及び農地の数、面積、位置、必要となる修繕の程度並びに所有者の譲渡、賃貸等の意向及び条件等の調査並びにその結果のデータベース化</p> <p>(3) お試し住宅等の利用者の募集、移住を希望する者との面談、移住者の受入れ前の調整、移住者の移住後の支援、専門家招へい、先進地調査等移住者を受け入れるために行う活動。ただし、移住促進特別区域に係るものに限る。</p>		
<p>移住促進住宅整備事業（市内に本店を有する法人又は個人事業者により当該空家等の改修を行う場合に限る。）</p>	<p>登録空家で、かつ、宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空家等の購入等を行う移住者が、当該空家等に自ら居住（移住後の住所が当該登録空家の所在地となる場合の居住に限る。以下同じ。）をする場合において、当該居住のために必要となる当該登録空家の改修（居住の用に供する部分に限る。）を行う事業</p>	<p>移住者</p>	<p>補助対象事業に要する経費の総額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、180万円を限度とする。（補助金の交付は、一つの実施者（生計を一にしている者を含む。）につき1回とする。）</p>
	<p>空家（移住促進特別区域内の空家に限る。以下同じ。）の取得、賃借等を行う地域団体が当該空家をお試し住宅とするために必要となる当該空家の改修（それぞれの用途に供する部分に限る。）を行う事業</p>	<p>地域団体</p>	
<p>空家流動化促進事業</p>	<p>登録空家で、かつ、宮津市空き家等</p>	<p>当該空家等の</p>	<p>補助対象事業に</p>

	情報バンクシステムに登録されている空家等の購入等を行う移住者の居住のために必要となる当該登録空家内の家財等の撤去若しくは廃棄又は清掃で当該登録空家の所有者が行う事業	所有者	要する経費の総額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。
--	------------------------------------------------------------------------------------	-----	----------------------------------------------------------

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第19号

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱（平成24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

題名中「空き家等」を「空家等」に改める。

第1条中「空き家等」を「空家等」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 空家等 本市に所在する専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋であって、居住その他の使用がなされていない一戸建ての住宅をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

第2条第2号中「空き家等の」を「空家等の」に改め、同条第3号中「空き家等（）」を「空家等（）」に改め、同号イ中「空き家等」を「空家等」に、「者」の次に「であって、当該移住者及び当該登録空家に関し、移住の促進を目的とした空家改修等に係る国又は地方公共団体からの補助金の交付を受けたことがない者」を加え、同号エ中「空き家等」を「空家等」に改め、同号カ中「空き家等」を「空家等」に改め、同条第4号中「いる世帯」の次に「であって、世帯の全員が府税（地方税法第4条に規定する税をいう。）の滞納がなく、かつ、子どもの親権者の年収（税、社会保険料等相当額を含めた1年間の収入の総額）の合計額が750万円未満のもの」を加え、同条第5号中「空き家等所有者」を「空家等所有者」に、「空き家等を」を「空家等を」に改める。

第4条第1項第1号中「空き家等改修事業」を「空家等改修事業」に、「空き家等へ」を「空家等へ」に改め、同項第2号中「空き家等」を「空家等」に改める。

第5条から第7条までの規定中「空き家等」を「空家等」に改める。

第8条第1項中「空き家等」を「空家等」に、同条第2項中「空き家等活用推進事業」を「空家等活用推進事業」に、「宮津市空き家バンク登録システム」を「宮津市空き家等情報バンクシステム」に改める。

第9条中「空き家等」を「空家等」に改める。

別表第1中「空き家等改修事業」を「空家等改修事業」に、「空き家等を」を「空家等を」に、「空き家等活用推進事業」を「空家等活用推進事業」に、「空き家等の」を「空家等の」に、「空き家等所有者」を「空家等所有者」に改める。

別表第2中「空き家等」を「空家等」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第20号

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成24年告示第144号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の3号を加える。

- (5) 上宮津有償運送運営協議会交通空白地有償運送利用券（100円利用券10枚綴り×20組）の交付
- (6) 橋北移送サービス運営協議会交通空白地有償運送利用券（100円利用券10枚綴り×20組）の交付
- (7) 由良有償運送運営協議会交通空白地有償運送利用券（100円利用券10枚綴り×20組）の交付

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第21号

宮津市環境美化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市環境美化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市環境美化事業補助金交付要綱（昭和63年告示第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「は、」の次に「規則第4条の規定により」を加える。

第4条中「ときは、」の次に「規則第8条の規定により」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分の制限）

第6条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

補助対象事業及び補助率等

事業種目	事業内容	補助対象基準等	事業区分	補助率等
1 環境美化施設整備事業	(1)環境美化事業 (2)美化広報看板	申請者が行う事業に要する直接経費で、次の基準に適合していること。 (1)設置場所の維持管理責任者が明確であること及び近隣の住民、住宅に支障を及ぼさない場所であること。	20世帯以下が利用するごみ収納施設	10分の5以内 (上限25,000円)
			21世帯以上40世帯以下が利用するごみ収納施設	10分の5以内 (上限50,000円)
			41世帯以上60世帯以下が利用するごみ収納施設	10分の5以内 (上限75,000円)

		(2) 右欄に掲げる事業区分のいずれかに該当するものであること。 (3) 美化広報看板は、1平方メートル以内のものであること。	61世帯以上80世帯以下が利用するごみ収納施設	10分の5以内 (上限100,000円)
			81世帯以上が利用するごみ収納施設	10分の5以内 (上限125,000円)
			美化広報看板の作製(既存看板の購入を含む。)	10分の5以内
2 その他環境美化事業	上記以外の環境美化事業で、市長が特に適当と認めるもの			定額

備考 環境美化事業について、ごみ収納施設の設置場所の周辺環境等を考慮し、やむを得ない理由により建屋等をごみ収納施設として利用又は設置する場合は、別表中の事業区分ごとの補助額の上限に5万円を加算する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第22号

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱(平成25年告示第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「するシステム」の次に「(発電出力が2kw以上のものに限る。)」を加える。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第23号

宮津市保険年金に係る個人住民税特別給付金支給要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市保険年金に係る個人住民税特別給付金支給要綱を廃止する要綱

宮津市保険年金に係る個人住民税特別給付金支給要綱(平成23年告示第133号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第24号

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年告示第109号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第25号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2通所型サービス（第1号通所事業）の部通所型サービスAの項中「300単位」を「330単位」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第26号

宮津市成年後見支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市成年後見支援センター事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない者が成年後見制度を適切に利用できるような支援を行い、これらの者の権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする宮津市成年後見支援センター（以下「センター」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 地域連携ネットワーク 成年後見制度の必要な者が制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護の必要な者を発見し、適切な支援につなげるための既存の保健、医療及び福祉との連携に司法を含めた地域連携の体制をいう。
- (2) チーム 認知症等により判断能力が不十分であるために意思決定が困難な者に身近な親族、福祉、医療及び地域の関係者と後見人等が一体となって日常的に支援対象者を見守り、その意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うために形成する体制をいう。
- (3) 運営委員会 センターの運営及び地域連携ネットワークの取組状況について調査審議し、地域における成年後見制度の取組状況の点検及び評価を継続的に行うための仕組みをいう。
- (4) 協議会 成年後見の開始の前後を問わず、チームに対し、地域における法律、福祉等の専門職団体、関係機関等が連携体制を強化し、自発的な協力を進めるための仕組みをいう。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、宮津市とする。ただし、当該事業を適切に運営できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

（事業内容）

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築
- (2) 運営委員会及び協議会の運営
- (3) 成年後見制度に関する広報及び普及啓発
- (4) 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- (5) 成年後見制度の申立て等の支援
- (6) 成年後見制度に関する人材育成及び活動支援
- (7) 成年後見人候補者に関する受任調整支援
- (8) その他センターの運営に関し必要な事業
(設置)

第5条 センターは、宮津市健康福祉部内に設置する。ただし、事業を委託する場合は、この限りでない。

(事業の実施体制)

第6条 センターに、事業に関する専門知識を有する職員を置く。

(運営委員会)

第7条 市長は、事業を円滑かつ効率的に実施するため、センターに運営委員会を設置する。

2 運営委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(協議会)

第8条 市長は、事業の周知及び地域連携ネットワーク構築のため、センターに協議会を設置する。

2 協議会の構成員は、宮津市高齢者等虐待防止ネットワーク委員会の委員をもって充てる。

3 協議会事務局は、センターに設置する。

(秘密の保持)

第9条 センターの職務に従事する者又はこれらの職にあった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第27号

宮津市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城崎雅文

宮津市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新生児の聴覚障害を早期発見し、早期療育につなげるため、新生児聴覚検査（以下「聴覚検査」という。）に要する費用（以下「検査費用」という。）に係る経済的負担の軽減を図るため、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 検査費用の助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 聴覚検査を受けた新生児（以下「検査対象者」という。）の保護者であること。
- (2) 検査対象者が聴覚検査実施日において本市に住所を有していること。

(検査の内容)

第3条 助成金の対象となる聴覚検査は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自動聴性脳幹反応検査又は聴性脳幹反応検査

(2) 耳音響放射検査

- 2 助成の対象となる聴覚検査は、出生後、初めて受けた検査とする。
- 3 助成回数は、検査対象者一人につき第1項に規定する聴覚検査のいずれか1回とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条第1項に掲げる検査の区分に応じ、市長が別に定める額と実際に要した額のいずれか少ない方の額とする。

(受診券の交付等)

第5条 市長は、本市に住所を有する妊婦に対し、当該妊婦が出産予定の子一人につき各1枚宮津市聴覚検査受診券(以下「受診券」という。)を交付する。

- 2 助成対象者は、市長が検査を委託した医療機関等(以下「委託医療機関等」という。)で聴覚検査を受けるときは、当該委託医療機関等に受診券を提出するとともに、母子健康手帳を提示しなければならない。
- 3 受診券は、第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。
- 4 受診券を紛失し、又は棄損したため、その再交付を受けようとする助成対象者は、受診券再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(助成の方法)

第6条 新生児が委託医療機関等で聴覚検査を受けた場合には、市長は、助成対象者に助成すべき検査費用の限度において、当該助成対象者が当該委託医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該委託医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、検査費用の助成があったものとみなす。

(検査費用の請求等)

第7条 前条以外の方法により検査費用の助成を受けようとする者は、宮津市聴覚検査費用助成金交付申請書に検査費用に係る領収書等を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、新生児が出生した日から4月を経過するまでの間に行わなければならない。ただし、新生児が長期入院その他やむを得ない事情により、新生児期に聴覚検査を受検できなかった場合は、この限りではない。

(助成金の額の確定)

第8条 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市新生児聴覚検査費用助成交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に出生した新生児について適用する。

* * *

宮津市告示第28号

宮津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮津市立小学校条例(昭和39年条例第17号)第1条に規定する小学校(以下「小学校」という。)及び宮津市立中学校設置条例(昭和39年条例第18号)第1条に規定する中学校(以下「中学校」という。)において、インターネットを利用した効果的な家庭学習を進めることを目的に、モバイルルータ通信機器(充電器等の付属品を含む。以下「機器」という。)を貸与する事

業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 機器の貸与の対象となる者(以下「対象者」という。)は、小学校又は中学校に在籍し、かつ、インターネットを利用した家庭学習を実施するために必要なインターネット回線への接続環境が自宅に整っていない児童生徒とする。

(貸与の申請)

第3条 機器の貸与を受けようとする者(対象者の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。))に限る。以下「申請者」という。)は、家庭学習のための通信機器貸与申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、家庭学習のための通信機器貸与決定(却下)通知書により、申請者に通知するものとする。

(貸与)

第5条 市長は、前条の規定により機器の貸与を決定した者(以下「利用者」という。)に機器1台を貸与するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 貸与の期間は、貸与を受けた日から当該年度の末日までとする。

3 利用者は、前項の規定により通知された貸与期間が満了したときは、速やかに市に機器を返却しなければならない。

(費用の負担)

第6条 機器の貸与に係る費用は、無料とする。ただし、機器の貸与期間の通信に要する経費(以下「通信費」という。)その他機器を利用するために必要な費用は、利用者の保護者の負担とする。

2 利用者の保護者は、機器の通信費を市長が指定する期日までに市に納付するものとする。

(就学援助等からの通信費の徴収)

第7条 利用者の保護者が宮津市就学援助規則(平成25年教委規則第3号。以下「規則」という。)に基づく就学援助の認定を受けている場合の通信費の徴収は、同規則第3条第1項第14号に規定する就学援助のオンライン学習通信費からの振替によるものとする。ただし、利用者の保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護費を受給している場合は、当該生活保護費からの振替によるものとする。

(届出)

第8条 利用者の保護者は、第3条に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに家庭学習のための通信機器貸与異動届出書により、市長に届け出なければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 利用者及びその保護者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与を受けた目的以外に機器を使用すること。
- (2) 機器を利用者以外に使用させ、転貸し、又は譲渡すること。
- (3) 機器を売却、担保の設定、廃棄又は故意に破損すること。

(貸与決定の取消し)

第10条 市長は、利用者及びその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消し、貸与した機器を返却させることができる。

- (1) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条に規定する事項を遵守しなかったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により貸与の決定を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) 市長が定める日までに通信費の納入がなかったとき。
- (5) その他市長が決定の取消しが必要と認めるとき。

(損害賠償等)

第11条 利用者及びその保護者は、機器を破損又は亡失したときは、家庭学習のための通信機器亡

失等届出書を速やかに市長に提出し、当該損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、機器の使用に係る損失補償等一切の責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

———— * * * ————

宮津市告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所 <省 略>

氏 名 天橋立文珠繁栄会 会長 幾世健史

———— * * * ————

宮津市告示第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所 京都市下京区西七条掛越町65番地

氏 名 公益社団法人京都府獣医師会

———— * * * ————

宮津市告示第31号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所 <省 略>

氏 名 小田浩貴

———— * * * ————

宮津市告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字川向1458番地	南 幸 一 郎
宮津市字鶴賀2163番地の11	河 島 富 雄
宮津市字吉原2552番地の1	富 田 久 雄
宮津市字喜多1157番地	本 間 泉
宮津市字喜多2260番地の2	松 岡 照 幸
宮津市字上司505番地	河 島 紘 三
宮津市字由良2131番地	熊 田 祐 子
宮津市字文珠462番地の2	山 下 大 輔
宮津市字須津413番地の48	ヤノ株式会社
宮津市字大垣804番地	羽 渕 扶喜男
宮津市字溝尻399番地	内 藤 博 子

* * *

宮津市告示第33号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字本町1011番地	株式会社富田
宮津市字魚屋883番地の1	有限会社島崎元水堂
宮津市字魚屋941番地	有限会社梅徹商店
宮津市字漁師1775番地の26	天橋立市場株式会社
宮津市字杉末1515番地	武 田 利代子
宮津市字蛭子1127番地	三 輪 修
宮津市字川向1458番地	南 幸一郎
石川県白山市松本町2512番地	株式会社フクヤ
宮津市字鶴賀2163番地の11	河 島 富 雄
宮津市字惣382番地の3	株式会社じょうけ
宮津市字宮村1056番地の1	ファミリーマート宮津天橋立インター店 店長 吉 田 真 也
宮津市字宮村1203番地	株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店 店長 森 戸 祐 貴
宮津市字波路2170番地	株式会社山本金物店
宮津市字波路町2329番地	株式会社小野澤商店
宮津市字獅子崎123番地の6	株式会社イナヨー
宮津市字獅子崎144番地の35	三丹商事株式会社
宮津市字由良219番地	ローソン由良店 店長 赤 松 伸 一
宮津市字由良2131番地	熊 田 祐 子
宮津市字由良2536番地	小 西 義 光
宮津市字須津413番地の48	ヤノ株式会社
宮津市字須津748番地の1	株式会社黒岡
宮津市字須津145番地の1	橋 本 英 一
宮津市字文珠462番地の2	山 下 大 輔
宮津市字大垣804番地	羽 渕 扶喜男
宮津市字溝尻399番地	内 藤 博 子

宮津市字大島200番地	島崎幹朗
宮津市字大島465番地	嶋崎忠義
与謝郡与謝野町字男山227番地	株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店 店長 芦田竜平
与謝郡与謝野町字石川454番地の1	株式会社コメリ コメリハード&グリーン与謝野店 店長 松沢直人
京丹後市大宮町口大野88番地	株式会社にしがき
京丹後市大宮町河辺3677番地	京都生活協同組合丹後支部
舞鶴市字下安久1013番地の1	京都府漁業協同組合
舞鶴市字森駒谷58番地の12	株式会社向陽
福知山市東野町1番地福知山東野ビル	株式会社さとう
大阪府堺市西区鳳東町4丁目401番地の1	コーナン商事株式会社
兵庫県姫路市綿町104番地	ゴダイ株式会社
岐阜県大垣市林町十丁目1339番地の1	株式会社ユタカファーマシー
東京都千代田区外神田二丁目2番15号	ウエルシア薬局株式会社

* * *

宮津市告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所 福知山市篠尾新町1丁目77-2
氏 名 株式会社ソラスト北近畿支社

* * *

宮津市告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所 <省略>
氏 名 YMSほりかわ 代表者 堀川義治

* * *

宮津市告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住 所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15
氏 名 株式会社 富士ダイナミクス西日本営業所
取締役西日本営業所長 小坂田弘也

宮津市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所 <省略>

氏名 文珠自治会 会長 吉野政雄

宮津市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の納付事務を令和4年4月1日から契約期間満了の日まで、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収納納付受託者

住所	名称
東京都港区海岸一丁目7番1号	S B ペイメントサービス株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	株式会社トラストバンク
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	京銀クレジットサービス株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	楽天グループ株式会社
東京都渋谷区桜丘町22番14号	株式会社アイモバイル
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	DGフィナンシャルテクノロジー
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	株式会社ユニメディア
神奈川県横浜市青葉区荏田西一丁目3番地20	ライフカード株式会社

宮津市告示第39号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

住所	氏名
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる

宮津市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

住所	氏名

宮津市字浜町 3000 番地	公益財団法人宮津市民実践活動センター
宮津市字宮村 1123 番地	特定非営利活動法人天橋作事組

* * *

宮津市告示第41号

市府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、学校給食費、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）の収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び第158条の2第6項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

収入事務受託者

所在地	名称
京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦3丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社
東京都品川区西品川1丁目1番1号	LINE Pay株式会社

* * *

宮津市告示第42号

平成28年4月1日付け宮津市告示第63号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

	設置（部）課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	建設部 都市住宅課	会計課 会計係長	都市住宅課に所属する職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納 地図交付料の収納

	教育委員会事務局 学校教育課		学校教育課に所属する職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 設計図書交付料の収納 学校給食費の収納
変更後	建設部 都市住宅課	会計課 会計係長	都市住宅課に所属する職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納 地図交付料の収納 都市計画証明手数料も収納
	教育委員会事務局 学校教育課		学校教育課に所属する職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 設計図書交付料の収納 学校給食費の収納 家庭学習用通信費の収納

2 変更年月日 令和4年4月1日

* * *

宮津市告示第43号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、令和4年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市告示第44号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和4年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
令和4年4月1日から令和4年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民環境部税務・国保課税務係（本館1階）

* * *

宮津市告示第45号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋つり場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 小田宿野自治会 会長 森 憲 征
変更後 小田宿野自治会 会長 狩 野 哲 也
- 3 変更日
令和4年4月1日

* * *

宮津市告示第46号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲
第1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
第1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく。）
第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
(1) 明らかな発熱を呈している者
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日以上、標準的には20日から56日までの間隔）
第1期追加1回
第2期 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加 (四種混合:ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	第1期初回・追加(三種混合:ジフテリア・百日せき・破傷風)	第2期(二種混合:ジフテリア・破傷風)	不活化ポリオ
味見真弓	味見診療所	○	○	○	○
石井靖隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○

上川浩美	養老診療所	○	○	○	○
曾根淳史	宮津武田病院	○	/	/	/
中村智樹					
石黒稔					
中山雅臣					
中川長雄	中川医院	○	○	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○	○	○
今井敏雄					
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
宮地高弘	宮地医院	○	○	○	○
宮地道弘					
山根行雄	山根医院	○	○	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○	○	○
藤本美智子					
大森齋	大森内科診療所	○	○	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須川典亮	須川医院	○	○	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日置潤也	日置医院	○	○	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○	○
石野秀岳	伊根診療所	○	○	○	○
斉藤隼一					
藤田凱斗					
高橋央					
石野秀岳	本庄診療所	○	○	○	○
斉藤隼一					
藤田凱斗					

7 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

————— * * * —————

宮津市告示第47号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 麻疹、風しん

2 抗体検査の対象者の範囲

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

3 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(風しんに係る抗体検査

を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）

4 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適當な状態にあると医師が判断した者

5 接種回数 1回

6 自己負担金 無料

7 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

検査・接種医師の氏名	抗体検査・予防接種を行う場所	抗体検査	実施する予防接種	
			第1期・第2期	第5期
味見真弓	味見診療所	○	○	○
石井靖隆	日置診療所	○	○	○
	府中診療所	○	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○	○
上川浩美	養老診療所	○	○	○
岡所明良	岡所・泌尿器科医院	○		○
中川長雄	中川医院	○	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○
浪江和生	浪江医院		○	
今井敏雄				
西原寛	西原医院	○		○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○	○
宮地高弘	宮地医院	○	○	○
宮地道弘				
曾根淳史	宮津武田病院			
中村智樹		○		○
石黒稔				
中山雅臣				
山根行雄	山根医院	○	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○	○
藤本美智子				
大森斎	大森内科診療所		○	
木村進	木村内科クリニック	○	○	○
須川典亮	須川医院	○	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○	○
日置潤也	日置医院	○	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○	○
石野秀岳	伊根診療所			
斉藤隼一		○	○	○
藤田凱斗				
高橋央				
石野秀岳	本庄診療所	○	○	○
斉藤隼一				

藤田 凱斗			
-------	--	--	--

8 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

————— * * * —————

宮津市告示第48号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 日本脳炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第2期 9歳以上13歳未満の者
 - 接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、20歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回2回（6日以上、標準的には6日から28日までの間隔）
第1期追加1回（初回終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期）
第2期1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味見真弓	味見診療所	○	○
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○
上川浩美	養老診療所	○	○
岡所明良	岡所・泌尿器科医院	○	○
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○
今井敏雄			
西原寛	西原医院	○	○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○
宮地高弘	宮地医院	○	○
宮地道弘			
山根行雄	山根医院	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
藤本美智子			
大森斎	大森内科診療所	○	○

木村 進	木村内科クリニック	○	○
須川 典亮	須川医院	○	○
鳥居 剛	鳥居クリニック	○	○
日置 潤也	日置医院	○	○
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石野 秀岳	伊根診療所	○	○
斉藤 隼一			
藤田 凱斗			
高橋 央	本庄診療所	○	○
石野 秀岳			
斉藤 隼一			
藤田 凱斗			

7 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

* * *

宮津市告示第49号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 ヒブ感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上、標準的には27日（医師が認めた場合は20日）から56日までの間隔）
追加1回（初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所
山根 行雄	山根医院
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
伊藤 剛	いとうクリニック
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院

藤本 美智子	岩破医院
大森 齋	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
斉藤 隼一	
藤田 凱斗	
高橋 央	本庄診療所
石野 秀岳	
斉藤 隼一	
藤田 凱斗	

7 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

* * *

宮津市告示第50号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数
初回3回（標準的には生後12月までに27日以上の間隔で行う。）
追加1回（生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
上川 浩美	養老診療所
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所
山根 行雄	山根医院
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
伊藤 剛	いとうクリニック

岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
藤 本 美智子	
大 森 齋	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
斉 藤 隼 一	
藤 田 凱 斗	
高 橋 央	
石 野 秀 岳	本庄診療所
斉 藤 隼 一	
藤 田 凱 斗	

7 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

* * *

宮津市告示第51号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 ヒトパピローマウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
小学校6年生から高校1年生相当年齢までの女子
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽 一 朗	今出クリニック
上 川 浩 美	養老診療所
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
佐 藤 昌 平	佐藤医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
中 村 智 樹	
石 黒 稔	
中 山 雅 臣	
中 川 長 雄	中川医院

中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
西原寛	西原医院
堀川義治	宮津市由良診療所
宮地高弘	宮地医院
宮地道弘	
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
藤本美智子	
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
斉藤隼一	
藤田凱斗	
高橋央	
石野秀岳	本庄診療所
斉藤隼一	
藤田凱斗	

7 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

* * *

宮津市告示第52号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 2回（追加接種は、初回接種後3月以上、標準的には6月から12月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック

上川浩美	養老診療所
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
藤本美智子	
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
斉藤隼一	
藤田凱斗	
高橋央	
石野秀岳	本庄診療所
斉藤隼一	
藤田凱斗	

7 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

* * *

宮津市告示第53号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 B型肝炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 1歳に至るまでの間にある者

ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものについては定期接種の対象者から除外される。
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回（27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
上川浩美	養老診療所
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
藤本美智子	
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
斉藤隼一	
藤田凱斗	
高橋央	
石野秀岳	本庄診療所
斉藤隼一	
藤田凱斗	

7 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

— * * * —

宮津市告示第54号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 ロタウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
出生6週0日後から24週0日後までの間にある者
 - (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
出生6週0日後から32週0日後までの間にある者
ただし、次に掲げる者については、定期接種の対象者から除く。
 - ア 腸重積正の既往歴のあることが明らかな者
 - イ 先天性消化管障害を有し、その治療が完了していない者
 - ウ 重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適當な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

- (1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合
2回(27日以上の間隔をおいて2回接種)
- (2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合
3回(27日以上の間隔をおいて3回接種)

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
上川浩美	養老診療所
岡所明良	岡所・泌尿器科医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
藤本美智子	
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
斉藤隼一	
藤田凱斗	
高橋央	本庄診療所
石野秀岳	
斉藤隼一	
藤田凱斗	

7 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

* * *

宮津市告示第55号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 令和4年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の者
- (2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるも

のに該当するもの

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円。

なお、生活保護世帯に属する者は免除する。

また、令和4年度末において年齢が75歳の者で、令和4年3月1日以降に接種した
ものについては、1,000円とする。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
上川浩美	養老診療所
岡所明良	岡所・泌尿器科医院
曾根淳史	宮津武田病院
中村智樹	
石黒稔	
中山雅臣	
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
西原寛	西原医院
宮地高弘	宮地医院
宮地道弘	
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
藤本美智子	
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
斉藤隼一	
藤田凱斗	
高橋央	
石野秀岳	本庄診療所
斉藤隼一	
藤田凱斗	

7 予防接種を行う期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

————— * * * —————

宮津市告示第56号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
令和4年4月19日（火）	令和4年10月18日（火）
令和4年5月17日（火）	令和4年11月15日（火）
令和4年6月21日（火）	令和4年12月20日（火）
令和4年7月19日（火）	令和5年1月17日（火）
令和4年8月23日（火）	令和5年2月21日（火）
令和4年9月20日（火）	令和5年3月14日（火）

7 予防接種を行う場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（宮津阪急ビル4階）

————— * * * —————

宮津市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省略>
氏 名 濱 中 彰 稔
- 3 変更年月日 令和4年3月6日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

————— * * * —————

宮津市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

とおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 つつじが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 辻 政 廣
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 坂 根 敏 弘
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住 所 <省 略>
氏 名 和田野 勝
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 谷口直樹
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 柘岡典幸
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 石田圭歩
- 3 変更年月日 令和4年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和4年4月1日

宮津市長 城崎雅文

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4市民環境課長専決事項の表第3項中「及び杉末児童館」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第2号

庁中一般
各 かい

宮津市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市文書管理規程の一部を改正する規程

宮津市文書管理規程（平成13年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

「第2章 文書の受領、配付及び收受(第12条—第17条)

第3章 文書の処理(第18条—第26条)

第4章 文書の浄書及び発送(第27条—第32条)

第5章 文書の整理及び保存

目次中

第1節 通則(第33条—第39条)

第2節 文書の置換え、移替え及び引継ぎ(第40条—第42条)

第3節 文書の保存(第43条—第51条)

第4節 文書の廃棄(第52条・第53条)

を

「第2章 文書等の受領、配付及び收受(第12条—第17条)

第3章 文書等の処理(第18条—第26条)

第4章 文書等の浄書及び発送(第27条—第32条)

第5章 文書等の整理及び保存

第1節 通則(第33条—第39条)

第2節 文書等の置換え、移替え及び引継ぎ(第40条—第42条)

第3節 文書等の保存(第43条—第51条)

第4節 文書等の廃棄(第52条・第53条)

に改める。

第1条中「文書」を「文書等」に改める。

第2条第1号中「文書」を「文書等」に改め、「帳簿、伝票」を削り、「記録」の次に「及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を加え、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同条第11号中「完結文書」の次に「（電子文書を除く。）」を加え、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同条第8号中「未処理文書」を「未処理文書等」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「完結した文書」を「完結した文書等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「まだ施行されていない文書」を「施行前である文書等」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「決裁を受けるべき文書」を「決裁を受けるべき文書等」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「その文書」を「その文書等」に、「必要な文書」を「必要な文書等」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「到着した文書」を「到着した文書等」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子文書 電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第3条の見出しを「(文書等の管理)」に改め、同条中「文書」を「文書等」に改める。

第4条中「文書」を「文書等」に改める。

第9条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「取り扱う文書」を「取り扱う文書等」に改める。

第10条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第2項中「発信文書には」を「発信文書には、軽易なものを除き」に改め、同条第3項中「文書」を「文書等」に改める。

第11条(見出しを含む。)中「文書」を「文書等」に改める。

「第2章 文書の受領、配布及び收受」を「第2章 文書等の受領、配布及び收受」に改める。

第12条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第5項中「関連する文書」を「関連する文書等」に、「配付を受けた課長」を「配付を受けた課長又は担当課長」に、「関係課長」を「関係課長等」に改める。

第17条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「配付文書」の次に「(電子文書を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 電子文書が、市に到達した場合において、その主務課が印刷を行わずに処理するときは、第1項に定める課受付印の押印を省略することができる。

「第3章 文書の処理」を「第3章 文書等の処理」に改める。

第18条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 電子文書は、原則として電子的方法により回付し、前3項の規定に準じて処理するものとする。

第19条中「文書」を「文書等」に改める。

第20条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 電子文書として、電子的方法により決裁を受けるとき。

第21条第2項中「押印」の次に「又は電子的方法による承認処理を」を加える。

第22条中「文書」を「文書等」に改める。

第23条中「該当する文書」を「該当する文書等」に改める。

第25条中「決裁済文書」を「決裁済文書(電子文書を除く。)」に改める。

第26条中「文書」を「文書等」に改める。

「第4章 文書の浄書及び発送」を「第4章 文書等の浄書及び発送」に改める。

第27条第1項中「押印」の次に「又は電子的方法による承認を」を加え、同条第2項中「発送する文書」を「発送する文書等」に改める。

第28条第2項中「押印」の次に「又は電子的方法による承認を」を加える。

第29条中「発送を要する文書」を「発送を要する文書等」に改め、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 電子文書により施行できるもの

(6) 国又は地方公共団体等において、公印を求めないとされている文書

「第5章 文書の整理及び保存」を「第5章 文書等の整理及び保存」に改める。

第35条の見出し及び同条第1項中「文書の」を「文書等の」に、同項第7号中「関する文書」を「関する文書等」に改める。

第36条(見出しを含む。)中「文書」を「文書等」に改める。

第38条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第2項中「完結文書」の次に「(電子文書を除く。以下次項において同じ。)」を加え、「不適当な文書」を「不適当なもの」に改め、同条第4項中「懸案文書」の次に「(電子文書を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

6 電子文書は、総務課長が指定するファイルサーバ内等の所定の場所において保管するものとする。

「第2節 文書の置換え、移換え及び引継ぎ」を「第2節 文書等の置換え、移換え及び引継ぎ」に改める。

第40条第1項中「文書の置換え」を「文書等(電子文書を除く。以下この条及び次条並びに第42条

において同じ。)の置換え」に、「文書」を「文書等」に改め、同条第3項中「文書」を「文書等」に改める。

第41条第1項及び第2項中「文書」を「文書等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 永年及び10年保存の電子文書は、外部記録媒体に保存するものとする。

第42条の見出し中「置換え文書」を「置換え文書等」に改め、同条第1項中「置き換えられた文書」を「置き換えられた文書等」に、「10年保存の文書」を「10年保存の文書等」に、「保管文書移管一覧表」を「保管文書等移管一覧表」に改め、同条第2項中「文書」を「文書等」に改める。

「第3節 文書の保存」を「第3節 文書等の保存」に改める。

第43条(見出しを含む。)及び第44条(見出しを含む。)中「文書」を「文書等」に改める。

第45条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「文書」を「文書等」に改め、同条第3項中「決定した文書」を「決定した文書等」に改める。

第46条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書の保存年限」を「文書等の保存年限」に改める。

第47条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「保存文書」を「保存文書等」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第3号

庁中一般

各 かい

宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部を改正する規程

宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程(平成14年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1の6」を「第1の9」に改め、同条第2号中「第30条の5」を「第30条の6」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第6号中「、業務端末機及び住民基本台帳カード発行端末機」を「及び業務端末機」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1号中「、住民基本台帳カード(現に発行中のものを除く。)」を削る。

第13条中「又は課長」を「又は課長若しくは担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第6号

宮津市営土地改良事業の工事完了について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了したので、公告する。

令和4年3月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 事業名 宮津市宮土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）
- 2 地区名 畑
- 3 工事の完了 平成3年3月31日

* * *

宮津市公告第7号

宮津市任期付職員採用試験実施要項

宮津市任期付職員採用試験を次のとおり実施します。

令和4年3月4日

宮津市長 城崎雅文

1 試験区分、採用予定者数及び職務概要等

(1) 職種、採用予定人数、職務内容

種類	職種	採用予定人数	職務内容
任期付職員	幼稚園教諭 (園長)	1名	幼稚園の管理・運営（園長業務）

(2) 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）

※ 職務の進捗状況等により、本人同意の上、採用された日から3年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

※ 任期中に65歳に達する者にあつては、65歳となる年度末までを任用期限とします。

2 受験資格

(1) 次の受験資格に該当する者

受 験 資 格
次のいずれにも該当する方
① 昭和32年4月2日以降に生まれた方
② 幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、中学校教諭一種免許のいずれかの免許を有する方
③ 教育機関等において、幼稚園教諭又は学校教諭として、常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で1年以上就業した職務経験が通算して20年以上ある方（基準日：令和4年2月28日時点）
④ 教育機関等において、管理職の経験を5年以上有する方（基準日：令和4年2月28日時点）

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 宮津市の再任用制度の対象となる方は受験できません。

3 試験方法・日時・会場等

選定方法	内容	日時及び会場（予定）
個別面接	職務経験、人物、識見等について個別面接審査	令和4年3月25日（金） 宮津市役所

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
最終合格発表	3月下旬（予定）	宮津市役所の掲示板及びホームページに掲示するほか合格者に文書で通知します。

※ 電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

- (1) この試験の合格者は、宮津市任期付職員採用候補者名簿に登載し、その中から採用者を順次決定します。

(2) 任用期間は1年ごととなりますが、職務の進捗状況等により、本人同意の上、採用された日から3年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

6 採用予定年月日

令和4年4月1日

7 採用後の待遇等

(1) 身分

一般職の任期付職員（常勤）

(2) 給与

初任給は、学歴や職歴等を勘案して決定されます。

宮津市一般職員の給与に関する条例に基づき、諸手当を支給します。

(3) 勤務時間・休暇等

○ 勤務時間：原則として午前8時30分から午後5時15分（うち休憩時間1時間）

○ 休日：土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

○ 休暇：1年に20日（採用年は月割計算）

その他夏季休暇（3日）、病気休暇、忌引き休暇等の休暇制度があります。

○ その他：健康保険等は、公立学校共済組合に加入します。

8 受験申込みの方法

提出書類	①宮津市任期付職員採用試験申込書 （写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ②職務経歴書 ③教員免許状の写し
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 総務部 総務課 職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上、提出することもできます。

(ホームページアドレス <https://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

9 受験申込みの受付期間

令和4年3月4日(金)から令和4年3月17日(木)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、3月17日(木)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、3月24日(木)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
----------	------	------	-------

不合格者	総合順位	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
------	------	--------------	-------------------------------------------------------------

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121 内線 231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

* * *

宮津市公告第8号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和4年3月18日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A棟	39,000円	3	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和4年3月22日（火）から令和4年4月28日（木）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

7 入居時期 入居決定した日から約1か月後

* * *

宮津市公告第9号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画（令和4年3月10日付け宮農委第72号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和4年3月18日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和4年3月18日

至 令和4年4月1日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第10号

宮津市任期付職員採用試験【幼稚園教諭（園長）】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和4年3月28日

宮津市長 城崎雅文

受験番号

Z1001

* * *

水道企業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第7号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和4年3月9日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第144号

(1) 名称 石倉住設

(2) 所在地 宮津市字須津1771番地の5

(3) 代表者 石倉 亜樹

(4) 指定期間 令和4年3月9日から令和8年12月31日まで

* * *

宮津市上下水道告示第8号

宮津市指定給水装置工事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和4年3月9日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第S22148号

(1) 名称 石倉住設

(2) 所在地 宮津市字須津1771番地の5

(3) 代表者 石倉 亜樹

(4) 指定年月日 令和4年3月9日

(5) 指定の有効期限 令和9年3月8日

* * *

宮津市上下水道告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金及び公共下水道使用料の収納の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

収納事務受託者

所在地	名称
京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南1丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦3丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎1丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社
東京都品川区西品川1丁目1番1号	LINE Pay株式会社

* * *

宮津市上下水道告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

徴収事務受託者

所在地 乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地9

名称 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店

* * *

《上下水道公告》

宮津市上下水道公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、宮津都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しを、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

令和4年3月25日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

* * *

宮津市上下水道公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項による、宮津都市計画事業の認可の告示（令和4年宮津市告示第10号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告します。

令和4年3月25日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

1 施行者の名称

宮津市

2 都市計画事業の種類及び名称

宮津都市計画下水道事業 京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道

3 事務所の所在地

宮津市建設部上下水道課

4 事業施行期間

昭和60年2月26日から令和10年3月31日まで

5 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

昭和60年京都府告示第104号、平成2年京都府告示第292号、平成4年京都府告示第768号、平成6年京都府告示第665号、平成9年京都府告示第554号、平成16年京都府告示第118号、平成18年京都府告示第28号、平成21年京都府告示第175号及び平成28年宮津市告示第12号の事業地のうち京都府宮津市字滝馬小字中ノ坪、字宮村小字下、字喜多小字城山及び小字横町、字今福小字向側、字須津小字井根口及び小字館、字江尻小字北垣、字難波野小字阿弥陀堂、字大垣、字大垣小字大川、字中野小字廻り垣及び小字眞名井並びに字国分小字鬼石を変更し、同事業地に字須津小字寄穴、字江尻小字トイシバ、字大垣小字戸石場及び小字眞名井前、字中野小字ツカワラ上及び小字ツカワラ下切並びに字国分小字河原を追加する。

————— * * * —————

宮津市上下水道公告第4号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号）第5条の規定により、公告します。

令和4年4月1日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

宮津市江尻、大垣及び中野の一部

————— * * * —————

議 会

《規程》

宮津市議会規程第1号

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市議会議長 徳本良孝

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程

宮津市議会事務局規程(昭和41年議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

————— * * * —————

教育委員会

《規則》

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則

宮津市就学援助規則（平成25年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(14) オンライン学習通信費

第3条第2項及び第4項第2号並びに第6条第2項中「第13号」を「第14号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市中央公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

宮津市教育委員会規則第2号

宮津市中央公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和43年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び宮津市中央公民館宮津分館」を削り、「中央公民館等」を「中央公民館」に、「次のとおり」を「午前8時から午後10時まで」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項及び第4項中「中央公民館等」を「中央公民館」に改める。

第8条中「中央公民館等」を「中央公民館」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

————— * * * —————

《告 示》

宮津市教育委員会告示第4号

令和4年第4回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年3月9日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和4年3月10日（木）午後1時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階第4コミュニティールーム）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第5号

令和4年第5回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月9日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和4年3月29日（火）午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

————— * * * —————

宮津市教育バス使用規程を廃止する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

宮津市教育委員会告示第6号

宮津市教育バス使用規程を廃止する規程

宮津市教育バス使用規程（平成5年教委告示第5号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会告示第7号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第6条第3項の規定により告示する。

令和4年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用時間		利用料金		
		全 日	半 日	夜 間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	文化ホール	平日	22,620円	8,170円
	土曜日、日曜日及び休日	27,650円	10,050円	13,820円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に係る利用料金は、別に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用時間		利用料金		
		全 日	半 日	夜 間
使用区分		午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	文化ホール	平日	4,200円	1,630円
	土曜日、日曜日及び休日	5,130円	2,010円	2,760円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 4 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分	利用料金		
	全日	半日	夜間
文化ホール	午前8時から 午後10時まで 6,280円	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで 2,080円	午後6時から 午後10時まで 2,500円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分	利用料金		
	全日	半日	夜間
文化ホール	午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
冷房料	20,950円	8,380円	8,380円
暖房料	15,710円	6,280円	6,280円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合は、次の表に定める額とする。

使用時間 使用区分	利用料金		
	全日	半日	夜間
冷暖房利用	午前8時から 午後10時まで 4,400円	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで 1,460円	午後6時から 午後10時まで 1,660円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める

額の半額とする。

- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金	備考	
舞台 設備	金屏風	1双	1,570円		
	グランドピアノ	1台	9,420円	調律別	
	平台	一式	1,040円		
	演台	1台	520円		
	司会者用演台	1台	310円		
	花台	1台	100円		
	指揮者台	1台	310円		
	指揮者譜面台	1台	310円		
	奏者譜面台	1台	100円		
	映写スクリーン	一式	830円		
	地がすり	1枚	520円		
	毛せん	1枚	310円		
照明 設備	照明基本セット	1列	無料	ボーダーライト 1列	
	照明(A)セット	一式	1,570円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式	
	照明(B)セット	一式	5,230円	照明(A)セット 一式 ロア Horizont ライト 1列 アッパー Horizont ライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列	
	サスペンションライト	1灯	100円		
	Horizont ライト	1列	1,040円	ロア又はアッパー	
	シーリングライト	1列	1,040円		
	フロントサイドライト	一式	1,040円		
	ピンスポットライト	1台	730円		
音響 設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 (有線) マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー	
	チャンネル	1チャンネル	1,040円	回線料 (PC、ビデオ音声等出力含)	
	マイク ロホン	ダイナミック型	1本	520円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1本	830円	
		ワイヤレス	1本	830円	
	マイクスタンド	1本	100円		
	レコー ダー	カセットテープ	1台	1,570円	
		ミニディスク	1台	2,090円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,570円		
	モニタースピーカー	各1台	1,040円	固定式又は可動式	
映像	スクリーン	一式	830円		

設備	ビデオプロジェクター	1台	3,350円	
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,570円	
	ビデオテープデッキ	1台	1,040円	DVDプレイヤー一体型
持込器具		1kw	310円	

備考

- 1 利用料金の区分は、午前・午後及び夜間をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料金の10分の6とする。
- 3 照明用フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1,884円	
	平台	一式	208円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照明設備	照明基本セット	1列	無料	ボーダーライト 1列
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	モニタースピーカー	各1台	208円	固定式又は可動式

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

- 5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット（ボーダーライト）の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

令和4年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第8号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第4号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

令和4年3月31日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164番地）

- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮崎 茂樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

- (2) 指定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）

- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 宮崎 茂樹

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

宮津市教育委員会告示第9号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和43年教委規則第1号）第5条第3項の規定により告示する。

令和4年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅 弘

1 利用料金

中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利用料金		
		全日	半日	夜間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後 1時まで又は午後 1時から午後5時 まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	2分の1を使用する場合	3,140円	1,040円	1,250円
	全面を使用する場合	6,280円	2,080円	2,500円
小会議室		2,510円	830円	1,040円
談話室		1,360円	520円	620円
和室		2,200円	730円	830円
体験学習室		2,510円	830円	1,040円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね2回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

中央公民館冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分及び場所			利用料金		
			全日	半日	夜間
			午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後 1時まで又は午後 1時から午後5時 まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	2分の1を使用する場合	冷房料	2,200円	730円	830円
		暖房料	2,200円	730円	830円
	全面を使用する場合	冷房料	4,400円	1,460円	1,660円
		暖房料	4,400円	1,460円	1,660円
小会議室		冷房料	1,880円	620円	730円
		暖房料	1,880円	620円	730円
談話室		冷房料	940円	310円	410円
		暖房料	940円	310円	410円
和室		冷房料	1,670円	520円	620円
		暖房料	1,670円	520円	620円

体験学習室	冷房料	1,880円	620円	730円
	暖房料	1,880円	620円	730円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 3 適用年月日
令和4年4月1日

* * *

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁中一般
各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 山本雅弘

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和60年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改める。
第3条学校教育課学校教育係の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第2号

庁中一般
各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 山本雅弘

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（平成3年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
別表第2学校教育課長専決事項の表中第2項を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第6号

令和4年4月10日執行予定の京都府知事選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和4年3月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 1 日時 令和4年3月24日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第7号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月23日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

298人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第8号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月23日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

4,966人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第9号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月23日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

2,483人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第10号

令和4年4月10日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和4年3月23日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

(以下省略)

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第11号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和4年3月24日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	桜山会館	〃 万町476番地
〃 3 〃	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
〃 4 〃	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
〃 5 〃	城南公民館	〃 京口126番地
〃 6 〃	城東会館	〃 吉原2573番地
〃 7 〃	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
〃 8 〃	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
〃 9 〃	中村公民館	〃 中村190番地の1
〃 10 〃	栗田小学校 体育館	〃 上司640番地の1
〃 11 〃	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
〃 12 〃	矢原公民館	〃 矢原69番地
〃 13 〃	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
〃 14 〃	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
〃 15 〃	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
〃 16 〃	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
〃 17 〃	浜公民館	〃 日置590番地
〃 18 〃	上公民館	〃 日置2583番地の7
〃 19 〃	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
〃 20 〃	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
〃 21 〃	養老地区公民館	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 22 〃	田原公民館	〃 田原76番地の1
〃 23 〃	里波見公民館	〃 里波見623番地
〃 24 〃	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
〃 25 〃	由良地区公民館（由良の里センター）	〃 由良1289番地の1

宮津市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、令和4年4月10日執行の京都府知事選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和4年3月24日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後6時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第24投票所	午前7時から午後7時まで

宮津市選挙管理委員会告示第13号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年3月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 1 開票場所
開票所名 宮津市民体育館 宮津市字浜町3000番地
- 2 開票日時
令和4年4月10日 午後9時

宮津市選挙管理委員会告示第14号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年3月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 開票管理者
住所 <省略>
氏名 前田良二
- 開票管理者職務代理者
住所 <省略>
氏名 稲垣成光

宮津市選挙管理委員会告示第15号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和4年3月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 1 日時 令和4年4月7日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

宮津市選挙管理委員会告示第16号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおり定める。

令和4年3月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

期日前投票所			
施設名	所在地	設置期間	開閉時間
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地	3月25日から 4月9日まで	午前8時30分から 午後8時まで
府中地区公民館	宮津市字中野678番地	4月3日から 4月4日まで	午前9時30分から 午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第17号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年3月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田 良二

(宮津市福祉・教育総合プラザ)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
3月25日	<省略>	木村 礼子	<省略>	濱田 久美子
3月26日		稲垣 成光		小林 耕介
3月27日		前田 良二		〃
3月28日		竹内 明		濱田 久美子
3月29日		〃		〃
3月30日		森 和宏		〃
3月31日		木村 礼子		〃
4月1日		尾崎 吉晃		〃
4月2日		狩野 照代		〃
4月3日		稲垣 成光		〃
4月4日		狩野 照代		〃
4月5日		森 和宏		〃
4月6日		前田 良二		〃
4月7日		狩野 照代		〃
4月8日		木村 礼子		〃
4月9日		稲垣 成光		〃

(府中地区公民館)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
4月3日	<省略>	前田 良二	<省略>	佐々木 義照
4月4日		今澤 正和		〃

* * *

監査委員**《監査公表》**

宮津市監査公表第93号

令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年3月30日

宮津市監査委員 中村明昌

宮津市監査委員 星野和彦

令和3年度定期監査（令和4年2月18日宮津市監査公表第92号）

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>(1) 契約、文書事務について</p> <p>① 文書事務について</p> <p>文書事務については、これまで庶務担当係長会議が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところである。</p> <p>しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、庶務担当係長会議資料等により周知された記載となっておらず、必要事項の記載漏れ、数字・文言等の記載誤り、使用文言の不整合、原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れ・記載誤り・適用条項の誤り等のミスが多く見受けられたほか、決裁印を含む押印漏れ、申請書類等への受付印漏れも見受けられた。</p> <p>あわせて、昨年度の定期監査において指摘した事項に対し、措置状況報告において改善した旨報告があったにもかかわらず改善されていないケースが散見されるなど、適正な事務執行に真摯に向き合っているのか疑念を抱かざるを得ない面が伺われた。</p> <p>また、昨年度も指摘したが、原議書・決裁付箋の処理においては、決裁区分が未記入のケースが多く見受けられたほか、決裁がされないまま浄書・照合・公印承認欄に押印され文書が通知されているケースや、財政課等への合議も含め決裁ラインの中で多くの職員が承認しているにも関わらずミスが見逃ぎされているケースが多数見受けられるなど、組織としてのチェック体制の甘さが改善されていないと言わざるを得ない状況が今年度も確認された。</p> <p>文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部統制を強化し、適正な事務処理が行われるよう職員個々の意識の向上を強く望むものである。</p> <p>② DX推進等について</p> <p>DXの全庁挙げた推進の方針のもと、本年度庁内DX推進本部を設置され、現在、庁内検討ワーキングチームにおいてMIYAZU未来戦略マ</p>	<p>○ 不適切な事務処理の根絶に向け、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を行うほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。</p> <p>○ DX推進を図る中で、職員の意識変容、行動変容に取り組み、今までのやり方にとらわれず、一層の効率化を推進してまいります。</p>

ネージャーの助言も積極的に取り入れながら、従前からの業務改善や窓口サービスの向上等の取組はもとより、ペーパーレス化の一層の推進と RPA や電子決裁が一部導入されるなど積極的に取組が進められているところであるが、一方で、不要な文書の作成や添付、また片面印刷など文書の無駄がいまだに散見されるところである。文書の精査、両面印刷の徹底はもとより、DX の全庁的な取組の中で RPA・電子決裁の本格導入を含めた事務全般にわたる効率化の一層の推進を望むものである。

③ 契約状況について

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が 5 件 (7.1%)、随意契約が 65 件 (92.9%) となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が 32 件 (50.0%)、随意契約が 32 件 (50.0%) となっている。

また、随意契約のうち、業務委託の 50 件 (76.9%)、工事・修繕の 22 件 (68.8%) が 1 者見積りで行われている。

業務委託、工事・修繕ともに、予定価格の金額要件あるいは業務の特殊性等によりその性質、目的が競争入札に適さない等の理由による 1 者見積りによる随意契約の割合は前年度の定期監査と比べて減少(業務委託 4.3%減、工事・修繕 6.8%減)しているものの契約方法の大半が随意契約である状況に変わりはない。随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であるということを十分に留意し、特に 1 者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査の上で運用されるよう強く要望するものである。

④ 入札について

工事に係る入札については、電子入札が実施されているところであるが、入札結果報告において、入札辞退届が提出されているにもかかわらず、入札結果報告書に反映されていないケースが複数見受けられた。

また、入札結果報告書において、予定価格を事前に公表していない案件で、予定価格を超えた入札を失格としているケースが散見された。失格は、事前公表した予定価格を超える価格で入札した場合や最低制限価格未満の価格で入札した場合等である。

○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

○ 工事に係る入札結果報告書については、電子入札システム上、書面で辞退した入札参加事業者を反映しておりませんでした。一覧表に反映するよう見直しております。

また、工事以外は予定価格を事前公表しておらず、全者が予定価格を超えた場合は 2 回目の入札を行うことから、失格には当たらないため、未記入とするよう記載例を見直した上で、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

⑤ 契約書について

昨年度も指摘したが、業務委託契約書の第5条第1項で業務完了報告書に添付する書類について謳っているが、添付資料を同じく「業務完了報告書」と記載しているケースや添付書類自体を記載していないケースが複数見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、適正に契約事務処理が執行されるよう、チェック機能の強化を強く望むものである。

(2) 補助金について

今年度は、年度後半の補助金・交付金を重点的に監査することとし、105件の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められたものの、一部に領収書等が添付されていないなど不備なケースが多く見受けられた。

また、実績報告に添付の決算書類等の数字の誤りの見落とし、実績報告の添付書類に交付申請時の事業計画書をそのまま添付など提出された書類を十分に確認しているのか疑わしいケースも見受けられた。

領収書等は実績報告の裏付けとなるものであり、支出の根拠として当然求めるべきものであることとして補助対象団体に十分指導されるとともに適正な事務処理を執行されたい。

また、領収書等が多数にまたがるときは、担当者が責任を持って領収書等を確認の上、確認記録を添付するなど事務の徹底を望むものである。これらの事務処理は全国においてはもちろんのこと近隣市でも当然のこととしてなされている事務処理であることを留意願いたい。

さらに、前年度も指摘したが、通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースが複数見受けられた。申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導を求めるものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

(3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や文書催告等により収納率向上に努められているところである。

こうした中、今年度は全庁体制の滞納対策本部が設置され、滞納対策プロジェクトチーム会議の開催をはじめ従前に比して取組が強化されてい

○ 基準契約書のチェックリストに、同指摘事項を反映した上で、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

○ 実績報告書における領収書等の添付の取扱いについては、領収書の確認による補助実績の確認を原則とする一方で、事務効率化の観点で、国・府等の制度に基づく補助金や用途を限定しない団体運営補助、公益的団体等への定額補助などにおいては、決算報告書及び監査報告書等により実績の確認を行い、領収書の確認を省略するルールを新たに定めることとします。

また、補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査することとし、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図るほか、管理職員等の会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。

○ 市の有する債権の適正な管理及び効率的・効果的な滞納整理の推進を図るとともに、宮津市第2期行財政運営指針に定める「賦課徴収対策の強化」を強力に推し進めるため、滞納対策の取組を一元的に検証・検討・実行するための組織として令和3年度に「滞納対策本部」及び各部署の滞納担当者による実務的な検証・対策等を行うための横断的な組織である「滞納対策プロジェクトチーム」を設置しました。

その上で、令和3年度から、職員研修を実施

ることについては一定評価するものである。

しかしながら一方で、現年度分及び滞納繰越分を合わせて多額の滞納額があり、雪だるま式に積み上がっている事案が見受けられた。頻回の訪問により滞納対策に当たっているとのことだが、担当者一人だけの事務となっており、かつ昨年指摘した問題点と改善策に対して何ら履行されておらず極めて遺憾であり、組織としてのマネジメントが十分に機能していないと言わざるを得ない。組織を挙げて可及的速やかに厳しい姿勢で収納対策に当たられることを強く望むものである。

また、市有地（普通財産）を貸し付けている実態がありながら、賃貸借契約が締結できていない、賃借料を適正に回収できていない土地があり、即刻、賃借人との賃貸借契約の締結及び賃借料の確実な回収を要請したところである。

今般、聴取した職員全般に対して感じたことは、収納に対する意識が低く、あわせて、その知識やスキルも不十分であるということである。負担の公平性と財政健全化の推進の意識を全職員に改めて徹底させ、督促状等文書での催告の頻度の増加はもちろんのこと、電話や個別訪問など双方向のやり取りによる顔の見える関係を構築した地道で粘り強い収納対策にも積極的に取り組まれない。

あわせて、より効果的な収納対策を目指し、先進地の事例研究はもとより、地方税機構から専門的知識を有した職員の派遣を受ける等、収納に特化した新たな組織体制の確立や、徴収強化に向けた対策（債権管理マニュアルの作成、研修受講の制度化、弁護士を活用等）をより一層強化するとともに、徴収のノウハウが継続的に伝承される組織づくりを強く望むものである。

するとともに、各債権の滞納対策等の状況把握や課題抽出等を実施しました。

今後についても、当該組織を中心に、債権回収のマニュアルづくり等も含めて一層の滞納対策の強化を図っていきます。

また、不適切な事務処理については、引き続き、その根絶に向けて指導を徹底します。

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第3号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年3月3日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和4年3月10日（木）午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階大会議室
- 3 議 題

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

- 議案第 11 号 非農地証明交付申請の承認について
- 議案第 12 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について
- 議案第 13 号 非農地判断の運用方針について